

福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標の考え方

	国の基本指針	都の目標
第3期 障害福祉計画 (基準時点) 平成17年度 (終了時点) 平成26年度	○ 福祉施設から一般就労への移行者 4倍以上 ○ 福祉施設利用者のうち、 就労移行支援事業の利用者が2割以上 ○ 就労継続支援事業の利用者のうち、 A型の利用者が3割以上	国基本指針により計算すると⇒852人 ○ 福祉施設から一般就労への移行者 852人 ○ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 1,500人 (平成17年度の2倍以上)
第4期 障害福祉計画 (基準時点) ①平成24年度 ②平成25年度末 (終了時点) 平成29年度末	① 福祉施設から一般就労への移行者 2倍以上 ② 就労移行支援事業の利用者数 6割以上増加 ③ 就労移行支援事業所のうち、 就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上	国基本指針により計算すると⇒ 2,140人(平成24年度実績(1,070人)の2倍) ○ 福祉施設から一般就労への移行者 2,140人 ○ 国の基本指針による目標は設定せず、引き続き、都独自の目標として区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数を設定 (案) 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 2,500人 ・ 都は、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため「区市町村障害者就労支援事業」を推進 ・ 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自に区市町村障害者就労支援事業の利用による就労者数の目標を設定し取り組む。 ・ 就労移行支援事業については、支援の質(就労移行率)に関する③の目標は設定 ・ 就労移行支援事業を含めた各サービスの利用者数及びサービス量は、区市町村が地域の実情やニーズを踏まえて設定した見込量を基本として、地域生活基盤の整備を進める観点から調整を図り、成果目標の達成に必要な量を見込む。 ○ 就労移行支援事業所のうち、 就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 (都の現状) 24年度 41.3% 25年度 44.1%
	国の基本指針	都の考え方(案)

